

国労

蘇我運輸区分会ニュース

社員代表には乗務員の代表を！

労働者の権利、ライフライン、真剣に考えよう！

以前の記事からの一部引用となります。

社員代表選挙とは

まず、社員代表とは、各職場で1名選ばれ、任期は1年（例外あり）、36協定の締結や就業規則の改正時の意見表明の権利、安全衛生委員会の労働者側委員の指名等々、多岐に渡る任務があります。

私たち労働者にとって、日頃の労働環境や生活にまで関わる大事な事柄を決める人を選ぶのが社員代表選挙であり、各職場内で投票など

で選出されます。職場内の過半数票に達するまで、決選投票、1位に対する信任投票へと続けられます。信任投票のみ「棄権」は「信任」にカウントされますので、要注意です！

全ての選挙において、自分に与えられた権利を無駄にすることのないよう「棄権ゼロ」をめざし、全員投票で健全な職場を作りましょう！

36協定とは？

労働基準法の第32条は「労働時間1週40時間1日8時間」と定められ

ています。その中で私たち乗務員に対しては、この32条2項で「特定4週28日間」で先の基準に収まるように勤務作成がされています。が、これでは会社側として都合が悪い場合（要員不足で勤務が回らない等）「32条を超えて働かせても良い」というのが労基法36条、いわゆる「サブロク協定」（俗称）です。

協定締結には、過半数組合、または選ばれた社員代表の意見（承諾）が必要になります。勿論拒否する権限もあります。

36協定はあくまで資本の側が無理やり押し込んだ例外規定であることも頭に入れておきましょう。基本的な考え方は、誰もが自由に年休を取ることが出来、勤務が回らなければなら

りません。が、「休日出勤をやれば金になる」という弱さも認め合いながら、仲間同士で議論を広げてみましょう！

安全衛生委員会とは

労働安全衛生法では「常時50名を超える職場では、安全衛生委員会を月1回以上開催しなければならない」と定められています。委員は職

場、危険箇所の見直しや改善、衛生管理等、労働者が安心して働ける環境作りを行ないます。

代表選挙に向けて

棄権ゼロをめざしながら、労働組合代表の候補者への投票をどんどん呼びかけましょう！
明るい職場風土を作るには、労働組合が必要であることを、この選挙で示しましょう！！

当区での投票状況の推移

めざせ、全員投票



2018・8・10 (309名)

他労組①	159
他労組②	6
国労	26
会社側	92
棄権	23
無効	3

2019・2・25 (310名)

他労組	132
国労	15
会社側	137
棄権・無効	26

2019・3・15 (315名)

他労組	159
会社側	136
棄権	18
無効	2

2020・2・14 (315名)

他労組	154
国労	21
社友会	128
棄権	7
無効	4

2020・2・28 (315名)

他労組	165
社友会	122
棄権	21
無効	6